

大宮盆栽村100周年広報業務
要求水準書

1 業務名

大宮盆栽村100周年広報業務

2 履行期間

契約締結日 から 令和7年12月19日（金）まで

3 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 外

4 予算の上限額

25,282,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

5 業務の目的

令和7年9月から11月にかけての期間内で、SNS・WEB、トレインチャンネル等、JR大宮駅等での広告掲出や大宮盆栽村開村100周年記念漫画冊子の改定・増刷により、大宮盆栽村100周年及び令和7年秋に実施される大宮盆栽村100周年に係る各種記念事業を、市内外に広く広報し集客することを目的とする。

【参考】広報実施時期の想定

広報媒体	令和7年9月	10月	11月
SNS・WEB	←————→		
トレインチャンネル等			←————→
JR大宮駅等			←————→
記念漫画冊子	←————→		

6 主なターゲット層

普段は盆栽に対して関心の薄い子どもから高齢者までの一般層（以下「一般層」という。）に対して大宮盆栽村100周年及び大宮盆栽村100周年に係る各種記念事業を広報することで、幅広い世代の人々に大宮盆栽村・大宮盆栽に対する関心を持ってもらい盆栽関係人口の拡大につなげる。

7 業務の概要

- (1) SNS・WEBでの広報
- (2) トレインチャンネル等での広報
- (3) JR大宮駅等での広報
- (4) 大宮盆栽村開村100周年記念漫画冊子の改定・増刷

8 業務の内容

(1) SNS・WEBでの広報について

SNS・WEBでの広報について、以下を踏まえて提案すること。

(ア) 広報戦略の提案

大宮盆栽村・大宮盆栽に対する一般層の関心の向上につなげるため、SNS・WEBでの広報に当たり、効果的と考えられる広報戦略（広報手段・広報期間等を含む）を提案すること。なお、SNS及びWEBについてはともに複数を想定した上で、SNSについてはX、Instagram、Facebook、YouTube等を含めて検討し、WEBについては一般層が広く利用するポータルサイト（月間PV1,000万回以上を想定）を検討すること。

(イ) 広報の実施

(ア)で提案したSNS・WEBを用いて広報を実施すること。SNS・WEBを用いた広報に当たっての調整については委託者と協議のうえで受託者が行い、広報に係る費用は受託者が負担すること。また、以下の点に留意すること。

- ① インフルエンサーの活用等により、一般層にリーチすること。
- ② 選定したSNS・WEBの特性を踏まえたものとする。
- ③ 海外広報サービスの活用等、海外への情報発信についても検討すること。
- ④ 委託者が制作した大宮盆栽村100周年記念ロゴを使用すること。
- ⑤ 以下の内容を含めること。
 - ・令和7年が大宮盆栽村100周年に当たること
 - ・大宮盆栽村の歴史・特色
 - ・令和7年9月以降に実施される100周年記念事業の開催情報
- ⑥ 委託者が提供する大宮盆栽村100周年PR映像をもとに、委託者と協議のうえ、15秒バージョンのものを制作すること。制作に当たってはスペースシャワーエンタテインメントプロデュース株式会社と調整を行い、制作に係る費用は受託者が負担すること。費用は計88万円（消費税込み）を見込むこと。納品時期については令和7年8月下旬を想定すること。
- ⑦ 委託者が制作した大宮盆栽村100周年PR映像、大宮盆栽村100周年周知ポスターのデザイン等を使用することができる。これらを使用する場合、データは委託者が提供する。

(ウ) 広報に係る効果の収集・分析

広報に係る効果がわかるデータ（広告閲覧者数、広告到達率、アンケート等）を収集し、広告掲出期間中、定期的に委託者に報告を行うこと。また、広報期間後は得られたデータをもとに分析を行い、報告書に記載すること。

(2) トレインチャンネル等での広報について

トレインチャンネルまたはトレインチャンネルに相当する広報効果を期待できる媒

体での広報を想定し、期間は J R 大宮駅周辺で大宮盆栽村 1 0 0 周年に係る各種記念事業が実施される 1 1 月 1 4 日～1 6 日を含む 1 週間又は 2 週間を想定している。

トレインチャンネル等での広報について、以下を踏まえて提案すること。

(ア) 広報戦略の提案

トレインチャンネル等での広報に当たり、効果的と考えられる広報戦略（広報手段・広報期間等を含む）を提案すること。

(イ) 広報の実施

トレインチャンネル等での広報を実施すること。広報に当たっての調整については委託者と協議のうえで受託者が行い、広報に係る費用は受託者が負担すること。また、以下の点に留意すること。

- ① 一般層にリーチすること。
- ② 乗車客等の注目を惹くデザイン・内容とすること。
- ③ 委託者が制作した大宮盆栽村 1 0 0 周年記念ロゴを使用すること。
- ④ 以下の内容を含めること。
 - ・令和 7 年が大宮盆栽村 1 0 0 周年に当たること
 - ・大宮盆栽村の歴史・特色
 - ・令和 7 年 11 月に実施される 1 0 0 周年記念事業の開催情報
- ⑤ 委託者が制作した大宮盆栽村 1 0 0 周年 P R 映像、大宮盆栽村 1 0 0 周年周知ポスターのデザイン等を使用することができる。これらを使用する場合、データは委託者が提供する。

(ウ) 広報に係る効果の収集・分析

広報に係る効果がわかるデータ（広告閲覧者数、広告到達率、アンケート等）を収集し、広報機関終了後に委託者に報告を行うこと。また、得られたデータをもとに分析を行い、報告書に記載すること。

(3) J R 大宮駅等での広報について

J R 大宮駅及び J R 東日本各駅等での広報を想定しており、J R 大宮駅での広報については 1 1 月 1 4 日～1 6 日を含む 1 週間、J R 東日本各駅等での広報については 1 1 月 1 4 日～1 6 日を含む 2 週間を想定している。

J R 大宮駅等での広報について、以下を踏まえて提案すること。また、具体的な掲出期間については委託者と協議のうえ決定すること。

(ア) 広報戦略の提案

大宮盆栽村・大宮盆栽に対する一般層の関心の向上につなげるため、J R 大宮駅及び J R 東日本各駅等での広報に当たり、効果的と考えられる広報戦略（広報手段・広報期間等を含む）を提案すること。また、J R 東日本各駅等での広報については、私鉄路線も含めて検討すること。

提案に当たっては、次の①～⑤に例示する広報手段を含めて検討すること。

- ① J R大宮駅 大型フラッグ（大宮フラッグ）
- ② 大宮中央改札外正面（南・北）シート
- ③ 大宮東西連絡通路シート
- ④ 自動改札ステッカー
- ⑤ JR 東日本各駅等 駅ポスター

(イ) 広報の実施

J R大宮駅及びJ R東日本各駅等での広報を実施すること。広報に当たっての調整については委託者と協議のうえで受託者が行い、広報に係る費用は受託者が負担すること。また、以下の点に留意すること。

- ① 一般層にリーチすること。
- ② 委託者が制作した大宮盆栽村100周年周知ポスターのデザインを基本とし、統一感のあるデザインとすること。
- ③ 委託者が制作した大宮盆栽村100周年記念ロゴを使用すること。
- ④ 以下の内容を含めること。
 - ・令和7年が大宮盆栽村100周年に当たること。
 - ・大宮盆栽村の歴史・特色
 - ・令和7年11月に実施される100周年記念事業の開催情報
- ⑤ 委託者が制作した大宮盆栽村100周年PR映像、大宮盆栽村100周年周知ポスターのデザイン等を使用することができる。これらを使用する場合、データは委託者が提供する。

(ウ) 広報に係る効果の収集・分析

広報に係る効果がわかるデータ（広告閲覧者数、広告到達率、アンケート等）を収集し、広報機関終了後に委託者に報告を行うこと。また、得られたデータをもとに分析を行い、報告書に記載すること。

(4) 大宮盆栽村開村100周年記念漫画冊子の改定・増刷について

委託者が制作した大宮盆栽村開村100周年記念漫画冊子について、委託者と協議のうえ必要な改定を行い、冊子の増刷（8,500部を想定）を行うこと。

改定に当たっては漫画作者である「百漫画」と調整を行い、改定に係る費用については受託者が負担すること。費用（改定費・印刷費を含む）は計18万円（税込）を見込むこと。

漫画の概要は以下のとおりを想定しているが、状況に応じて変更する場合は委託者と協議のうえ決定すること。

《漫画冊子の詳細》

規格	A5版
綴じ方	中綴じ、右開き
紙質	マットコート紙 135 kg

ページ	12 ページ（表表紙、裏表紙含む）
刷り色	表紙、中紙ともフルカラー印刷（4色刷）
校正回数	文字校正2回、色校正1回（ただし、欠字、誤字のある場合はこの限りではない）
増刷部数	8,500部
納品期日	令和7年8月29日（金）
納品場所	さいたま市役所スポーツ文化局文化部文化政策室
その他	完成した漫画データについて、PDF及びイラストレーター形式のデータを納品すること。 完成した漫画は、市ホームページでの掲載を予定している。

9 事業報告書の作成

本業務の実施結果について事業報告書にまとめること。事業報告書には、以下の内容を含めることとする。

- (1) 本業務において制作した各広告・ポスターの仕様及び画像
- (2) 各広告の実際の掲出の様子がわかる写真
- (3) 各広告の掲出場所・掲出期間
- (4) 各広告の閲覧者数、広告到達率等の収集・分析（閲覧者数、広告到達率等が推計値である場合には、推計の根拠も記載）

10 成果物の納品

受託者は、事業終了後、遅滞なく次の成果物を提出すること。

- (1) 完了報告書
- (2) 事業実施報告書
 - (ア) 事業報告書 A4判数枚程度、様式任意 5部
 - (イ) 各広告の実際の掲出がわかる写真データ、各広告・ポスターデータ、大宮盆栽村100周年PR映像（15秒版）データ、事業報告書データを含んだ電子媒体一式（CD、DVD等）
※各広告・ポスターデータについては、編集可能な状態（イラストレーター形式等）で納品すること。
- (3) 納品及び検査場所
さいたま市スポーツ文化局文化部文化政策室
(さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎8階)

11 委託料の支払い

委託料の支払いは、業務完了後、業務完了報告書を提出し、委託者の確認検査を経た後、一括払いとする。

12 留意事項

- (1) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏洩しないこと。また、委託者であるさいたま市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。第三者から成果物に関して権利侵害の訴え、その他の紛争が生じたときは、受託者の費用および責任において解決するものとし、かつさいたま市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (3) 成果物及び資料等について、著作権等はさいたま市に帰属するものとし、さいたま市の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。

1.3 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり、適宜、委託者と協議を行うものとする。
- (3) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。
- (4) 受託者において仕様書で定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、委託者は業務の中止を受託者に命じることがある。
- (5) 受託者は業務遂行中、不測の事故等が発生した場合には、直ちに委託者へ連絡するとともに、適切な処理を行わなければならない。
- (6) 受託者は、本委託業務において作成した資料、または貸与されたデータ（電磁記録を含む）、貸与品、資料等の管理について、万全の措置を講ずること。
- (7) 本業務において実施した内容、及び関連する内容について、市の求めに応じて助言を行うこと。
- (8) 業務の履行にあたって、故意または過失により委託者または参加者ならびに第三者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償の責を負うものとする。
- (9) 個人情報の取扱い等については、個人情報の保護に関する法律及びさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例などを遵守し、個人情報の保護対策を講ずること。
- (10) その他業務委託における一般的事項については、さいたま市業務委託契約基準約款に記載のとおりとする。
- (11) 本要求水準書に定める事項のほか、さいたま市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (12) 「仕様書」については、本要求水準書に従って受託者が作成し委託者へ提出した企画提案書を基に、委託者と受託者の協議の上で作成する。